

## 文化審議会世界文化遺産部会（第1回）

### 議事録・議事要旨

1. 日時：令和5年5月12日（金）13：00～14：30
2. 場所：文部科学省3階2特別会議室、WEB会議
3. 出席者：（委員）佐藤部会長、松田部会長代理、池邊委員、大窪委員、小沢委員、  
窪田委員、佐々木委員、鈴木委員、中嶋委員、菱田委員、二神委員、  
三宅委員、本中委員  
（文化庁）鈴木文化戦略官、山下鑑査官、篠田文化資源活用課長、  
大川文化遺産国際協力室長、西主任文化財調査官、  
鈴木文化財調査官

**【大川室長】** 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、文化審議会世界文化遺産部会第1回を開催いたします。

委員の皆様には、今期も文化審議会の委員をお引き受けいただくとともに、本日は御多忙の中、御参加いただきましたこと、感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

私は、文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室長の大川と申します。本日は第1回の部会ですので、後ほど部会長の選任をいただくまでの間は、当事務局にて議事を進めさせていただきます。また、後ほど本部会の会議の公開規定を御決定いただくまでの間は、文化審議会の会議公開規定に基づき、議事を進めさせていただきます。これらの議事の間は、一旦ライブ配信を中断させていただく予定です。

また、1点だけ、一般的なことですが、御留意いただきたい点がございます。御発言を委員の皆様からいただくときは、初めにお名前をおっしゃっていただければと思います。その後、内容について御発言いただければと思います。運営についての留意事項としてお伝えさせていただきます。

それでは、本日、よろしく願いいたします。

では始めに、会議の開催に当たりまして、当方の文化戦略官の鈴木より一言御挨拶申し上げます。

**【鈴木戦略官】** それでは、開会に当たりまして、文化庁の事務局を代表して一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から文化財行政に御理解、御協力を賜りますとともに、世界文化遺産に係る様々な事柄について御支援をいただきまして、誠にありがとうございます。

本部会は、国内における世界文化遺産に関する基本的な事項や、我が国として世界遺産一覧表への記載を推薦する案件等について調査・審議していただくことを目的に設置されております。また、世界遺産に登録された後も、登録資産の保護を万全にしていくため、地方公共団体をはじめ、関係者の連携の下、適切な保護を図っていくことがますます重要となっております。今日は、各自治体から報告のあった登録資産の保全状況を御報告申し上げる予定ですが、このような登録後の保護についても、専門的な御助言をお願いできればと思います。

さらに、今後の世界遺産への推薦につきましては、具体的には「彦根城」、及び「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の2件について、地元自治体より要望があり、昨年度より御審議をいただき、その課題等について一定の整理を進めていただいているところであります。

一方では、ユネスコにおいて新たな推薦プロセスが導入されるなど、イコモス等による審査が年々複雑化・厳格化しており、これまで以上に万全な準備を進めることが必要となっております。「彦根城」及び「飛鳥・藤原」につきましては、次回以降に本格的に御審議いただく予定でございますが、委員の皆様におかれましては、このような経緯、状況も踏まえ、それぞれの専門的・学術的な見地から調査・審議をお願いできればと存じます。

文化庁では、7年越しの懸案でありました京都への移転ということが整いつつありまして、連休明けには文化財部門の大方は京都で業務を開始いたします。「彦根城」、「飛鳥・藤原」を含め、関西圏では世界遺産の登録ということについて、大変地元の期待感というのが高まっているようでございます。

もとより京都移転というものは、文化庁として京都や関西のためということだけでなく、全国公平に扱って文化政策をしっかりと進めていくということが大前提ではございますけれども、いずれにいたしましても、京都移転というものを契機として、文化庁としては様々な取組をしっかりと前へ進めていきたいと考えているところでございます。

本年度もそういうことで、どうぞよろしくお願いいたします。

【大川室長】      ありがとうございました。

それでは、本部会の委員をここで御紹介させていただければと思います。お手元の資料

2を御覧いただければと思います。五十音順に御紹介をさせていただければと思います。

初めに、池邊このみ委員でございます。

【池邊委員】 池邊でございます。よろしくお願いいたします。

【大川室長】 続きまして、大窪健之委員でございます。

【大窪委員】 立命館大の大窪と申します。主に防災を担当しております。よろしくお願いいたします。

【大川室長】 続きまして、小沢朝江委員でございます。

【小沢委員】 東海大学の小沢でございます。今年から加わらせていただきました。よろしくお願いいたします。

【大川室長】 窪田亜矢委員でございます。窪田先生は少し遅れてオンラインで参加予定でございます。

続きまして、黒田乃生委員でございます。本日は所用のため御欠席されています。

続きまして、佐々木葉委員でございます。

【佐々木委員】 早稲田大学におります佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

【大川室長】 続きまして、佐藤信委員です。

【佐藤委員】 佐藤信です。どうぞよろしくお願いいたします。

【大川室長】 続きまして、鈴木淳委員でございます。

【鈴木委員】 鈴木淳と申します。日本近代史が専門です。よろしくお願いいたします。

【大川室長】 続きまして、中嶋節子委員でございます。

【中嶋委員】 京都大学の中嶋でございます。近代都市・建築が専門でございます。よろしくお願いいたします。

【大川室長】 続きまして、菱田哲郎委員です。

【菱田委員】 菱田哲郎でございます。京都府立大学に勤めております。考古学が専門です。よろしくお願いいたします。

【大川室長】 続きまして、二神葉子委員でございます。

【二神委員】 東京文化財研究所の二神と申します。ユネスコの文化関連条約について調査をしております。よろしくお願いいたします。

【大川室長】 続きまして、松田陽委員でございます。

【松田委員】 松田陽でございます。文化遺産と現代社会との関係について、が専門となります。よろしくお願いいたします。

【大川室長】 続きまして、三宅正浩委員でございます。

【三宅委員】 三宅正浩と申します。今年度から加わることになりました。専門は日本近世史です。どうぞよろしくお願いいたします。

【大川室長】 続きまして、本中眞委員でございます。

【本中委員】 奈良文化財研究所の本中です。よろしくお願いいたします。

【大川室長】 今期、第7期の委員におかれましては、小沢委員、それから三宅委員のお二人が新たに委員として御就任いただきました。よろしければ、簡単にお二人からそれぞれ御挨拶をいただければと思います。五十音順ということで、小沢委員からお願いできればと思います。

【小沢委員】 改めまして、東海大学の小沢でございます。日本建築史を専門にしております。これまで文化財関係に関しては、建造物の保存ですとか修理の委員会には入らせていただいていたんですけれども、世界遺産は初めてで、なかなか分からないことがたくさんあると思います。どうか、不明な点がたくさんあると思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

【大川室長】 ありがとうございます。

続きまして、三宅委員から御挨拶をお願いいたします。

【三宅委員】 改めまして、三宅と申します。私は先ほど申しましたように、専門は日本近世史でして、特に近世の政治史を専門にしております。不慣れではありますが、いろいろ御教示いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【大川室長】 ありがとうございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。先ほど挨拶をさせていただきました文化戦略官の鈴木でございます。

続きまして、文化財鑑査官の山下でございます。

【山下鑑査官】 4月1日付で文化財第二課長から文化財鑑査官を拝命しました山下でございます。どうかよろしくお願いいたします。

【大川室長】 続きまして、主任文化財調査官の西でございます。

【西主任文化財調査官】 西でございます。よろしくお願いいたします。

【大川室長】 続きまして、文化財調査官の鈴木でございます。

【鈴木調査官】 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

【大川室長】 では続きまして、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。お手

元に届いています資料を御覧いただければと存じますが、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5としてお配りしています。資料が抜けている場合がございますら、挙手等で教えていただければと思います。大丈夫でございますでしょうか。

それでは、議題1つ目の部会長の選任等に入りたいと思います。ここでライブ配信は一度止めていただければと思います。

なお、次に公開するのは議題（3）以降になりますので、再開の予定は、予定どおりでございますと、13時半頃を目途としております。

では、配信を一度中断していただければと思います。

（1） 部会長の選任等について

部会長および部会長職務代理者の選任が行われ、部会長に佐藤信委員、部会長職務代理者に松田陽委員が選任された。

（2） 文化審議会世界文化遺産部会運営規則等について

本部会運営規則及び会議の公開について案のとおり決定された。

【佐藤部会長】 次の議題（3）、世界遺産一覧表記載資産の保全状況についてということで、まず事務局から説明をお願いいたします。

【西主任文化財調査官】 それでは、私から御説明をいたします。参考資料4というのがございますが、こちらが今年3月1日時点で各自治体から、それぞれの世界遺産に既に登録されている資産について、様々な保全状況について御報告いただいたものです。これは御覧のとおり大部になりますので、資料5として、参考資料4の中にはこれまで例年続いてきたもの等もございますので、この1年間に保全状況に関連して大きな動きのあったものをピックアップして、御説明をさせていただければと思います。

まず、「法隆寺の仏教建造物」ですが、法隆寺の門前の地区、資産ではなくて緩衝地帯の中における宿泊施設の建設計画というのがございまして、こちらについては当然のことながら、発掘調査等々が必要となりますが、これが一時期中断をしていたものが、発掘調査が終了いたしました。今後は、現在の予定としては、令和6年3月までの着工、そして、その年の12月の開業を予定して進められる見込みとなっております。

2番目、「姫路城」でございます。姫路城につきましては、御存じのとおり、我が国の世界遺産として最も古いものですので、当時は、包括的な保存管理計画等々がそもそも求め

られていなかったという事情がございます。ただ、今後も様々な形できちんと保全管理をしていくためには必要だということで、姫路城の保存活用計画について、引き続き策定作業をされています。こちらは世界遺産だけではなくて、史跡、それから建造物関係、それぞれに計画がございますが、それを統合する形で計画を見直そう、そこに世界遺産の観点を入れ込むということで検討が進められております。

「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」でございますが、こちらは都市部で幾つか動きがございます。

まず、賀茂別雷神社におきまして、一の鳥居の前にあった駐車場あるいはバス乗り場等々を撤去して、歩行者を中心に据えた整備が実施をされております。こちらは近く、さほどかからずに完了する見込みでございます。

それから、仁和寺の門前、あるいは二条城の近隣の土地につきまして、宿泊施設の建設計画が進行しております。仁和寺の近辺につきましては、用途許可の手続が行われているところ、二条城につきましては、1件は許認可の手続が近く終了して、その上で着工される予定でございます。もう1件につきましては、その前段となります埋蔵文化財の発掘調査等々が行われているという状況です。

それから、こちらにも非常に古い時代の登録された世界遺産でございますので、もともと全体を包含する包括的な保存管理計画というのはなかったんですが、やはり必要性は明らかということで、京都市を中心に、京都府、あるいは宇治市、大津市等々とも協働の上、検討が進められ、令和5年3月に完成しております。それに基づきまして、関係地方公共団体により構成される「古都京都の文化財」の連絡協議会が、全体として協議の場を明確にセットするために設置されております。この包括的保存管理計画につきましては、京都市のウェブサイト、あるいは世界遺産委員会のウェブサイトに、こちらは英語版ですが、既に掲載をされております。

それぞれの個別の資産につきましては、かなりたくさんの資産につきまして、それぞれの保存活用計画、これは国内法に基づいた保存活用計画が、現在策定が検討されているところ です。

それから、京都市の一部、緩衝地帯のさらに外側ですが、高さ規制の一部見直し等々、都市計画を見直すという動きが行われているところになります。

「白川郷・五箇山の合掌造り集落」ですが、御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、1年ちょっと前になりますが、令和4年2月に白川郷の中で一般家屋の火災が発生いたしま

した。このため、荻町の伝建地区の防災計画につきまして、今年度から来年度にかけて策定を予定しております。ああいった伝建地区というのは当然のことながら、火災は非常にクリティカルな問題ですので、よりきちんと対策を取ろうということになります。

それから、今年度から2か年で、白川村、それから南砺市側すなわち五箇山側と、全体としての世界遺産の包括的保存管理計画を策定される予定です。この件につきましては、それぞれ富山県側と岐阜県側ではかなりの議論を積み重ねて、非常にしっかりしたマスタープランがそれぞれあるんですが、その見直しの機会を捉えて、それを統合する形で一体のものをつくろうということで、現在、策定作業が進められております。

「古都奈良の文化財」ですが、平城宮跡における国営公園の整備事業において、第一次大極殿院の東側、東楼の復元整備工事が現在実施をされております。令和7年度に竣工の見込みです。

それから、平城宮跡の歴史公園の南側地区整備計画。南側の歴史公園ですので、(資産の)外側になりますが、南側の整備計画が策定されている。唐招提寺及び興福寺の旧境内に係る保存活用計画も策定済みということになります。

それから、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」ですが、こちらにつきましては、言うまでもなく、令和元年の火災後に、非常に大きな話題になってしまいましたけれども、首里城の跡では遺構の損傷状況の調査、あるいは今後の防災面等々様々な強化措置、あるいは遺構そのものの保護の強化措置を完了した後に、その後の経緯、遺構の状態等々のモニタリングを定期的に行うとともに、現在でもまだ工事等々は進行しておりますが、部分的な一般公開が行われています。

そして、焼損してしまった復元建物の復旧につきましては、令和2年3月に作成された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」、タイムテーブルに基づきまして、令和4年、昨年11月に正殿の復元工事に着工いたしまして、令和8年までの完了に向けた作業が継続をされております。こうしたことの全体の動きにつきましては、保全状況ということで、今年度の世界遺産委員会でも審議が予定をされているところでございます。

そのほか、首里城以外の資産につきましても、座喜味城において、石垣の裏にある裏込め石を、誰かが人為的に取って投げたということがありますので、それについては原状復旧が行われました

斎場御嶽につきましては、令和3年度に整備基本計画がつくられておりますけれども、その後、令和4年度に、斎場御嶽を非常によく御存じの方と、そうでない方がいらっしゃるか

と思いますが、現況の調査をした上で、令和5年度、今年度に整備基本計画に基づいて一部実施をする予定です。ただ、これは、復元をするとかいうことよりは、来訪者の方がたくさんいらっしゃると思いますので、一部劣化をした部分を補修しようというものです。非常にデリケートな、宗教的な意味合いの強い資産でございますので、それを踏まえて、必要な手だてを取るということになります。

中城につきましても、昨年、今年の2か年で保存活用計画を更新予定、識名園につきましても、今年度以降に策定予定ということになります。

それから、「紀伊山地の霊場と参詣道」ですが、令和元年に熊野三山及び熊野参詣道、資産に近接する地点に太陽光発電の開発事案がございました。これにつきましては、モニタリングを継続しております。これまでのところ、資産、あるいは、資産において特に許可の条件として、修景をして景観が大きく壊れないようにしてくださいという条件を付しておりますので、その植栽がしばらくすると傷んで、また見えてきてしまうという、よくあることなんです、そういったことは起こらずに、資産への、特に見えるものとしての景観の影響は軽微にとどまっていると言ってよろしいかと思います。

そのほか、時間もございますので、少し急いで話をいたしますと、神社の境内における危険木伐採のための緩衝地帯における道路開発、あるいは、全体の資産に関わる地域の大きな話として、大辺路の近くに高規格の自動車道が通る計画がございまして、工事が実施されております。こちらは当然のことながら、古道にある種、平行する形で動きますので、どこまで見える、あるいは見えた場合でも、景観にどこまでインパクトがあるかというのを、これまでも慎重に計画が進められて、実際の工事が進んでいるというところでございます。

「平泉」につきましては、拡張云々の話とは別に、既に世界遺産になっている場所につきましては、中尊寺の大池伽藍跡及び無量光院跡、それぞれにつきまして発掘調査、それに基づく修景の計画書というものがございますけれども、どういうことをするのかというのに対して、令和2年にユネスコ世界遺産センターから追加情報の要請を受けておりますので、これがどういう調査に基づいて、何をしようとしているのかということについて報告書を作成中でございます。

「富士山」につきましては、須走口側の五合目において、令和4年度に環境省によってインフォメーションセンターが建設されて、今年度から供用を開始しております。

それから、「富岡製糸場と絹産業遺産群」ですが、1つ目の高山社につきましては、現在、



修復・補強等々が必要ですので、そういった整備工事が行われております。その中で、建物部分はほぼ解体をされて、これから組立てという状況ですけれども、そういったものが進行しています。

あともう一つ、緩衝地帯につきまして、ほかで出した土砂等々を一旦持ってきて貯蔵するということがありますので、直接は視認できる場所ではありませんので、資産に対する大きな影響はございませんけれども、今後も似たようなケースがないとは言えませんので、自治体間でどのように対応していくべきかというのを協議されています。

田島弥平旧宅につきましては、平成30年度より修復整備を行っていて、東門につきましては4年度、昨年度に整備が完了しております。

それから、富岡製糸場の緩衝地帯において、太陽光発電の設置計画というのがもともとあったんですが、こちらについては、世界遺産への影響等々を踏まえて自治体と協議の結果、そこには造られないということになりました。そこにつきましては、市がその場所を買うということで、今、手続が進められております。

それから、全体について、包括的保存活用計画、これは新しい資産なので既にあるんですが、その改定、あるいは、ここにHIAとございますが、基本的には世界遺産の保全については、いわゆる影響評価をしましょうというのを世界遺産委員会から求められることが非常に多いので、文化庁が何年前かに策定いたしました参考指針等々を参考に、富岡製糸場の資産としての全体を通じたマニュアルを、群馬県を中心に現在、策定を行っているところでございます。

それから、「明治日本の産業革命遺産」ですが、こちらにつきましては令和3年7月、一昨年に世界遺産委員会において保全状況審査が行われ、これまでの取組について一定の評価がなされましたけれども、関連決議の実施についてさらなる要請が行われましたため、新たな保全状況報告書を昨年11月にユネスコに提出されています。これにつきましては、今年の世界遺産委員会で審議が行われる見通しとなっております。

それから、ここにはございませんが、3月1日以降の動きとして、3月の下旬に、集成館の附寺山炭窯跡という炭窯の跡が、石垣を積んだ構築物があるんですが、本体工事の復旧工事中に、天候の関係等もあったと思われすけれども、石積みが一旦崩壊をいたしました。こちらについては、速やかに応急措置をした上で、その復旧を詳細にどのようにするかということが検討されているという状況でございます。

「国立西洋美術館」につきましては、令和3年、一昨年の世界遺産委員会で、もう一度保

全状況報告を出してくださいという要請がなされております。これを基に、昨年12月にユネスコに保全状況報告書を提出してありまして、今年の世界遺産委員会で審議が行われる予定です。ただし、これは、各国にある資産群の中で、西洋美術館以外のものが基本的に中心ですので、西洋美術館につきまして、特に何か報告を求められるという状況ではございません。

「宗像・沖ノ島」につきましては、平成30年度に定めた洋上風力の発電施設の規制範囲、ああいっただ資産ですので、洋上風力は視覚的なインパクトが非常に大きいということで、そういう範囲を定めておりますが、これについてユネスコに報告書を提出して、ユネスコのほうで、それに対するテクニカルレビューが返ってきております。これに対し、どうやってレスポンスをするかということで検討がなされております。

それから、宗像大社辺津宮におきましては、非常に大きな大社としての宗教施設の建物がございましたが、これを撤去して、資産範囲の外に休憩所を、これも全く同じ機能というわけではないんですが、別途検討する。基本的には資産への影響をできるだけ考慮しながら、他方で神社の機能を、いろいろな機能が必要ですので、満たすということで整備が行われているということになります。

新原・奴山古墳群につきましては、民間の土地建物があつた部分が公有化されたので、その部分の要らないというか、資産とは直接関係ない施設を撤去の上、地形の復元整備が行われております。それから、登録以前から大型農業施設という、農業のサイロの非常に大きなものがございましたけれども、これが関係者の努力によって撤去が完了しております。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」ですが、これはああいっただ島嶼部ですので、太陽光発電等々の事案というのは非常に多く想定されるんですけども、こういった計画があるので、これにつきましては必要な、先ほども申しあげました遺産影響評価の手続が行われているということになります。

「百舌鳥・古市古墳群」につきましては、これも報道等で御存じの先生はいらっしゃるかと思いますが、大仙公園、仁徳天皇陵古墳の近傍におきまして、気球を上げて、そこから見学をしようという形の動きがありまして、これもどういう影響があるかという評価を、HIAの一環として期間限定でやってみようということが予定をされております。

それから、古市古墳群のエリアにおきまして、羽曳野市庁舎がございますが、こちらにつきましては、市庁舎としての建て替え時期に来ていて、これも資産への影響について遺

産影響評価が行われたところです。

ほかは、一部、古墳の周堤の一部につきましては、史跡としての指定範囲の拡張が行われております。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」ですが、一つは北黄金貝塚の緩衝地帯において、やはり駐車場が当然のことながら必要ですので、整備する。これにつきましても影響評価を行って、資産に対する影響をきちんと判断した上で整備が行われております。

三内丸山遺跡においても、ああいっただ場所ですので、先生方御存じのとおり、史跡の整備工事等が実施をされておりますが、もう一つ、緩衝地帯の外側において、風力発電の事業計画が起きまして、これについては、こういった形で今後対応するか、事業者さんとお話をしていくか等について検討がなされております。

同じく大船遺跡の緩衝地帯についても、やはり駐車場の整備工事が行われています。

(他にも) 幾つかございますが、もう一つ大きいものとしては、大湯の環状列石、秋田県にある資産ですが、これは今、環状列石のあるエリアの中を、県道がちょうど真ん中を通る形で、長年、昔から懸案になっておりました。これについて、どのように移設をするかということ、ルート等について概略設計、それから、新しく道路を造るためには当然そちらの発掘調査等々が行われなくてははいけませんので、まずは埋蔵文化財の分布の調査が行われております。今年度中に、具体的なルートをどうするかということに関わる影響評価を実施する予定となっております。

そのほか、緩衝地帯、あるいは緩衝地帯の外において、ガイダンス施設、駐車場等々、来訪者のために必要となる施設について整備が行われています。

もう一つ、一番最後になりますが、キウス周堤墓群につきましては、これは北海道の千歳市に所在する資産ですが、令和4年度に策定された基本設計に基づきまして、令和7年度の整備完了、令和8年度には公開ができるということを目指し、計画が進められております。それでも、やはり資産への影響をきちんと判断しなくてはいけないので、今年度に、実施の設計をどうするかということに関する影響評価を実施する予定でございます。

駆け足で恐縮ですが、一部名前の挙がっていない資産もございますが、これが、この1年に大きい、あるいは世界遺産委員会での審議等々に関わる動きがあったことということになります。

私からは以上でございます。

**【佐藤部会長】** ありがとうございます。世界遺産一覧表に記載された資産の現在の

保全状況について、分厚い参考資料4も配っていただいておりますが、それを取りまとめた形で、現在の資料5の形で御説明をいただきました。

ただいまの内容につきまして、御質問等ございましたら御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

大窪委員、お願いします。

**【大窪委員】** 御説明いただきまして、ありがとうございます。立命館大学の大学で大窪でございます。すいません。大部の参考資料のほうがちゃんと読み込めていないので、もしも質問をしていたら申し訳ないと思うんですけども、まず幾つかございまして、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」について、やっと防災計画がつくられるということで、大変すばらしいと思っております。

ただ、既に御承知のとおり、かやぶき民家集落でありますので、ある程度密度が離れていても、類焼の危険性が非常に高いということで、既に同時放水可能な放水設備が入っているところではあるんですが、何よりも今回のような事案で、早期発見が非常に重要でありまして、それが遅れてしまうと、非常に広範囲に火の粉が散ってしまうというリスクがありますので、どうしても建物同士の間隔が空いているということで、従来のようなグループ型の自火報装置がうまく使えないと思いますので、何かしら早期発見のための無線型等の自動火災警報の共有の方法についても、恐らく検討はされていると思うんですが、老婆心ながら、ぜひ御検討いただければと思いました。

よろしいでしょうか。何点かあるんですけども、一つずつのほうよろしいでしょうか。委員長、いかがでしょうか。

**【佐藤部会長】** まとめておっしゃってください。

**【大窪委員】** そうですか。すいません。時間も限られていますので、急ぎます。

2点目、「古都奈良の文化財」なんですけれども、現在、第一次大極殿の東楼が復元されているということで、これも大変すばらしい取組だなと思っているんですが、実は、第一次大極殿のときもそうだったんですけども、復元の文化遺産でありまして、どうしても建築基準法上の新築扱いであって、文化財としてはなかなか補助金等の対象になりにくいということもあって、やはり防災設備に関する対策というの、あらかじめしっかり織り込んでつくっていかないといけないかなと思っております。

首里城の問題でも、あれは95年の新築ではあったんですけども、やはり文化財としての、果たして充実した防災対策がされていたのかというところが少し気になるころでも

ありますので、ぜひこういった復元の文化遺産であっても、これから先、長らく維持できると、例えば清水寺も350年前の復元建築が、今、世界遺産にもなっているので、そういう意味では、これからのこういった復元建築についても手厚く防災対策を考えていくということが非常に重要かと思っておりますので、ぜひ御留意いただければと思います。

3点目なんですけれども、琉球王国の座喜味城跡なんですけど、投げ落としが発生したという事で、とんでもないことだとは思いますが、何かしら再発防止策みたいなのをもし取られているのであれば、人間がやっていることなので難しいとは思いますが、何か考慮されていれば、ぜひ教えていただきたいと思っております。

その次が富岡製糸場なんですけど、すいません。これは太陽光発電設備の敷地を市が最終的に買収されたということで、こういった太陽光発電設備はいろいろなところで問題に、御承知のとおり、今あちこちでなっていて、それに対して、ある意味、思い切った先行事例になる可能性があるのかなと思いましたが、もし経緯について少し補足いただければ、今後の対策の一つの参考に大いになるのかなと思いましたが、少し教えていただければと思いました。

大まかなところでは以上となります。すいません。長くなりましたが、御検討いただければと思います。以上です。

**【佐藤部会長】** ありがとうございます。それぞれ事務局のほうで回答していただきたいと思っております。お願いします。

**【西主任文化財調査官】** それでは、まとめて私から。

幾つかいただいておりますけれども、特にかやぶきの民家等々を含めた防災施設の大切さというのは、先生にいろいろな機会に御指導いただいておりますし、世界遺産に限らず、日本の文化財共通の課題ということかと思っております。

特にかやぶきにつきましては、世界遺産のほかの火災案件とかでも、かやぶきがどのように危ないかという知見がだんだん、広くあるというよりは、ほとんど失われつつあるというのも現状ですので、先生が今おっしゃった、近くじゃない建物のときにも飛び火が危ないんだといったこと等々も含めて、改めて周知をしていく必要があろうかと思っております。いただいた点は、それぞれの防災計画の策定者、あるいは、文化庁の史跡あるいは建造物としての担当者等にも伝達をしたいと考えております。

座喜味城につきましては、ああいうグスクですので、人の立入り、あるいは全てにおいて監視カメラをたくさん立てるといったこともなかなかできないというか、望ましいとは

必ずしも言い難い状況ですので、詳しく最新の状況はまた地元を確認してみようかと思いますが、見回りの強化、あるいは、これはほかの文化財の、例えば建造物に油がかけられるといったことと同時に、そういうことが非常によくないといったことをきちんと周知していくことで抑止効果を図っていくということになるかと思えます。

それから、富岡の太陽光発電ですが、こちらも詳しい経緯につきましては、いま一度地元を確認をできればと思いますが、先ほどちょっとお話をしたように、富岡製糸場としては、県が今、全体に関する環境影響評価のマニュアルを策定しております。

環境影響評価のマニュアルは非常に難しい部分がございます、そもそも何を根拠にやるか等々、いろいろな難しい課題はあるんですが、恐らくその中でも、この太陽光発電のときに、一つはこういったケースというのは、非常に早い段階で事業者さんとお話ができれば、できるだけいい方向へ持っていけるというケースが非常に大きいので、どこで早めにキャッチしてお話できたかといったことにつきましても、群馬県で議論いただいて、可能な限りマニュアルに反映する。あるいは、そこで得た知見を、できるだけほかの資産にもお知らせできるような形で、そういった新しい事業をどういうチャンネルでキャッチできたかといったことについて、周知といいますか、情報提供を図っていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

**【佐藤部会長】** ありがとうございます。グスクの石垣の裏込めが投げられたのは座喜味城だと思うんですけれども、あそこは石垣の上に人が登れるようになっているということがあると思うんですが、そういうことが続くようだと、いろいろ考えなくちゃいけないのかなということだと思います。建造物としての、例えば首里城正殿の悲しい事件が、火災があった後、国宝・重文の建造物については、防災、特に防火をめぐる防災施設については、特に厳しい指導が文化庁から各物件に行っているかなと。これから復元するような建物には、そういった厳しい形での防災設備が整えられるのかなと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。今のお話にもあったんですけれども、遺産の影響評価が結構各地で課題になっていたり、太陽光発電が課題になったりしていて、遺産の影響評価についてのマニュアルを文化庁でつくられたのを、個別の物件でどのようにしていくかということで、やはり全体として、いい方向でアナウンスが、影響評価について共通の理解が、それぞれの資産に求められるのかなと。個別に違う場合はあると思いますけれども、それ

についてはいろいろな形で、こういう保全状況の調査とかモニタリングのときなど、相互に、全体として文化庁からもアナウンスしていただければと思うんですが、そういった点はいかがでしょうか。

【西主任文化財調査官】 先生の全くおっしゃるとおりで、いろいろ難しいそれぞれの資産ごとの事情、あるいは法的なバックボーンの問題等々ございますが、基本的にはそれぞれ、今現在、かなりの資産においてHIAのマニュアルをつくっている、あるいは、最も新しい資産であれば、最初から保存活用計画の中に入っているという状況でございます。ただ、これは運用で、きちんと早めに御協議ができるかというところがキーという部分は大きいので、その辺りの状況については我々も努めていきたいと思えます。

もう一つ、今現在出ている文化庁の参考指針というのは、その前にイコモスが出しておりましたガイダンスに基づいておりますが、これが改訂版という形で最近、今度はユネスコ、イコモス、イクロムの共同で発刊されました。こちらにつきましては、文化庁で翻訳を行いまして、日本語版をつい先月ですか、比較的最近にウェブサイトで公開して、各自治体の方にはお伝えしております。そういう意味では、ユネスコ側の大本のガイダンスがかなり変わりましたので、今後こういったものについても、いろいろな機会を捉えて私どもからも情報提供ができればと考えております。

【佐藤部会長】 私の個人的な記憶では、平泉の場合に、登録されて早い段階で、平泉側から見える東稲山の山の端までは守ろうということで、バッファゾーンになっていたんですけども、山の端の向こう側にちょっと高い、見えてしまうような風力発電の計画があったのが対象になって、県の教育委員会が中心になって、その委員会でこれはふさわしくないということで、県のほうでお願いして、その計画はやめていただいて、その後、バッファゾーンをさらに外に広げたということがございましたので、多分そういうふさわしい事例も、これまでもあったと思えます。

それでは、本中委員が手を挙げておられるので、本中委員、お願いします。

【本中委員】 ありがとうございます。今、御報告いただいたとおり、様々な資産で前向きな取組といたしますか、改善策が取られているようで、これは非常に我々にとってうれしいことだなと思って聞いておりました。

資料5では特になかったんですけども、先ほどの姫路城とか、白川郷・五箇山の話にも出ておりましたけれども、包括的保存管理計画に見合ったようなものを、包括的保存管理計画とは言わないまでも、世界遺産の観点からのプランニングをちゃんとやっていくんだ

というお話がございまして、これは本当に私も支持したいと思います。

資料5ではなく、参考資料のほうを見ていると、包括的保存管理計画の目的とか、あるいは捉え方に、自治体間でかなりばらつきがあるのではないかという印象を、この間しばらく持っています。自治体によって、単体の資産なのだから、包括的保存管理計画は要らないのではないかとか、文化財の保存活用計画で十分だと考えているのではないかという懸念があり、またそれが違いになって、今回の参考資料の随所にかがえるような記述があるなと思っています。

包括的保存管理計画は2004年の紀伊山地の登録といいますか、推薦の際に、かなり広範囲の道と、霊場、その中に様々な構成資産と構成要素があるということで、全体のリンクと、一体性を確保するという観点から、包括的保存管理計画をつくらうということで始まったと理解しています。したがって、シリアルプロパティの場合には、少なくとも包括は要るということなんですけれども、決して包括的保存管理計画は、シリアルだけを対象にしているものではないと考えています。

英語で言えば、Comprehensive Management Planと言っています、包括的という意味、用語を当てていますが、総合的な、といいますが、広範囲にわたって視野に入れたプランだという意味だと思いますので、それは、バッファゾーンを資産と一体に、どう保全していくのか、OUVの対応に基づいて、バッファゾーンの中にも捉え方の濃淡が当然出てくるわけですので、そういったことは単体であろうが、複数の構成資産を持っているシリアルであろうが、どうしても必要な視点であろうと思います。

また、最近では活用ですとか、インタープリテーション、それからキャパシティービルディング、あるいは、ツーリズムのコントロールということも大きな課題としてあると思うんですけれども、そういったことを広く視野に入れて、周辺的环境も含めた保全管理をちゃんとやっていくというのが基本になるのが、包括的保存管理計画だと思いますので、私がここで提案したいのは、関係の市町と協議されるときに、あるいは全体の研修会とかをおやりになるときに、既にやっておられるのかもしれませんが、包括的保存管理計画の目的・性質とは一体どういうものなのか、求めるところはということなのか、今話題になっていましたHIAのものも視野に入れて、どういう包括的なプランニングが要るのかということ、全体の共通理解といいますが、合意しておく必要があるのではないかと思います。

そういう点も視野に入れて、今後、取組を進めていただければと。また、10年以



上策定期間を置いて、そのまま放置のような状態になっているところも、参考資料を見る限りにおいてはあるようにも見えますので、適切な時期にちゃんと見直し、改定をやっていくということも、当然のことながらあると思います。その辺のところも一度確認をしていただければと思います。

以上です。

【佐藤部会長】 ただいまの御意見について、事務局からお願いします。

【西主任文化財調査官】 御指摘ありがとうございます。基本的には全くおっしゃるとおりということで、正直申し上げまして、現在ある、あるいは策定作業をしているという包括的な世界遺産としての管理計画につきましても、それぞれ資産の違いは当然あるものの、目的、あるいは一番大きいのは個別の国内法に基づいた資産としての管理計画との違い、その違いはどうあるべきかということについて、認識にかなりの温度差と申しますか、あるのは事実かと思えます。

ですので、そういったことを、今、本中先生に御指摘いただきましたように、その目的・性質に立ち戻る形で議論して、よく分かっていただいた上で作業をしていくというのは何より大切かと思えます。

先ほども申し上げましたように、包括的保存管理計画は、かなり古い資産ではもともと求められていませんでしたので、なかったんですが、特に影響評価等々が求められるようになった時期から、例えば緩衝地帯に関する開発計画について、世界遺産委員会でも議論になることが増えてきた。あるいは、世界遺産としての価値に基づいて、判断をきっちりすべきだ。これまでもやってはいたんですが、より厳密に、個々の資産としてはいろいろな大事さがあるんだけど、その上で、世界遺産のいわゆるOUVに照らすとどうかという判断が求められるということ。

その結果、いわゆる影響評価を実際にしなさいというケースが増えてきたようなこともあって、そういった意味では、包括的保存管理計画というものの重要性が世界遺産の保全の中で占める位置が、非常に大きくなってきたということは事実かと思えます。ですので、委員の指摘を踏まえつつ、今後も自治体といろいろ御相談をしたいと考えております。

【佐藤部会長】 ほかにいかがでしょうか。

二神委員、お願いします。

【二神委員】 ありがとうございます。二神です。御説明ありがとうございました。

沖縄の斎場御嶽の整備が行われることについて、西さんからお話がありました。斎場御

嶽は以前からオーバーツーリズムが問題になっていて、例えば立ち入れる期間を制限するとか、あるいはガイドンスをすとかいったソフト的な対応が、たしか報告書にも書いてあったと思います。今回ハード的な対処をされる、整備をされるということで、どのようになるのかについて、とても興味を持っています。

オーバーツーリズムについては、コロナ禍が少し落ち着いてきて、既に観光客がすごく増えている資産が多いと思うので、今後どのように推移していくのかについても見守っていきたくて考えております。

また、HIAに関しても、行わなければならない資産がとても増えていますので、ガイドンスについて新しく情報が発信されたことは、とても助けになると思います。HIAについて、最近、韓国の文化財庁の方とお話をする機会があったのですが、韓国ではHIAの実施の根拠がないことが日本と同様に問題になっていたのですが、法制化をして、実施の根拠をつけたいということで、今その準備をしているところだそうです。

法律にすることには、変更が難しくなるといった課題もありますので、運用の変更で対応するのとどちらがいいかは一概には言えませんが、そういう取組も行っている国があるということで、その辺りの情報も集めていきたいと思っておりますので、情報提供いたしました。

以上です。

【佐藤部会長】 ただいまのオーバーツーリズムの問題とHIAの法制化がどうかというお話で、オーバーツーリズムについては、今日配っていただいた参考資料4を見ていくと、最近の訪問者の表がついておまして、令和4年になってきて、だんだん前に戻ってきているなどというので、これから考えなくちゃいけないかなと、ちょうど私も思っておりました。

今のオーバーツーリズムとHIAの法制化について、事務局からお願いします。

【西主任文化財調査官】 御指摘ありがとうございます。二神委員おっしゃるように、特に斎場御嶽については、人が多く来ることが問題という、突き詰めればそうなんです、同時に資産の性質上、非常に静かな環境で祈りをささげることが主眼の施設です、他の資産によっては大勢の方がいらして、わいわいと見るとというのがふさわしいというケースもあるかと思うんですが、(この資産においては)特にそのギャップが大きいということで、これまでもずっと議論になっていたかと思えます。

同時に、ただ、なかなかアクセス制限というのは、特に地元の方がお祈りをするケースと、観光客の方が資産として見に来られる場合を、どう切り分けていくかということがな

なかなか難しいということもあって、最終的にどのような形で運用ができているかというのは大変重要な御指摘ですので、こちらとしても調べて、必要に応じて地元とも相談をしたいと思いますが、そういったことを踏まえつつ、具体的に今回、まずは手をつけるのは、人が多かったので、舗装であるとか、傷んでいるところを少なくともこれ以上は傷みが広がらないようにということで手だてをすると伺っております。

それから、HIAにつきましては、二神先生も御指摘のとおり、なかなか難しく、その根拠をどういう形でつけるということ自体も、なかなか軽々には言えないというのが正直なところなんです。もともと文化庁で参考指針を出した段階では、これはいろいろと、それぞれの資産のタイプあるいは状況にも応じてですが、現状では、まずは包括的な保存管理計画の中できっちり位置づけをして、それは資産の管理者、あるいは、特に自治体等々だけではなくて、地域住民の皆さんにも、こういうシステムがあるよということをよく知っていただいた上で運用しようということで、まずは動いているという状況でございます。

もちろん事業者さんの事情とか、いろいろあるんですが、早い段階できちんと相談ができれば、「そんなことを言われても、今からもうできません」ということになる前にできると、全てとは申し上げませんが、かなりの段階では、そういうことであれば、このように形を変えることができるのかといった形で、より双方いい形で動いていくケースが多くありますので、我々としてもできるだけそういう方向へ持っていけるように、自治体への情報共有、あるいは自治体から意見、情報をいただくといったことも含めて、取組を続けたいと思っております。

以上です。

**【佐藤部会長】** 場合によっては、バッファーあるいはバッファーの外側にあっても、そういう事業計画がある段階で、自治体の中でも教育委員会とか文化財部門だけでなく、開発部局と連携して対応していただくということが必要になってくるかなという気もいたしました。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日この部会で議論したようなことを、ぜひ保全状況の報告というだけでなく、また地元のそれぞれの資産のほうにもお伝えいただけるようだとありがたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。

どうぞ、菱田委員。

【菱田委員】 最後の点で、どうも御説明ありがとうございました。たくさんこういう事例を御説明いただいて、すごくいろいろな事例がそれぞれの参考事例になるんだなという思いで見えていたんですが、これはそれぞれの資産のほうにはフィードバックをされて、皆さん、よその資産の対応とか出来事とかを共有できているという仕組みはあるのかどうか、そこだけお伺いしておきたかったんですが。

【西主任文化財調査官】 基本的には、この資料自体は公表資料ですので、どの自治体でも当然、見るができるということですが、そういった意味では、資料そのものを伝達するだけではなくて、もうちょっと、どこがキーポイントであったかということもお伝えできると、よりそれぞれの自治体で、具体的な形で活かせる機会があるかと思いますので、なかなかそういう機会を持つのは、特にここ数年、コロナ等の影響で、会議等の機会が非常に限られておりましたので、我々もちょっと苦慮していたところはございますが、資料そのものをフィードバックするだけではなくて、そういったことも含めて、どういう機会がいろいろあり得るかを検討してみたいと思います。

【菱田委員】 どうもありがとうございます。やはりお話を聞きますと、似たような出来事があっちでもこっちでも起こっていて、恐らく一方で起こったことが、他方の解決につながるということはたくさんありそうに見えますので、ぜひそういう取組をよろしくお願ひしたいと思います。

【佐藤部会長】 お願いします。

【大川室長】 菱田委員に御指摘いただいた点は、非常に重要な点だなと思っておりますので、いろいろな担当の課長が集まる場ですとかいう機会を捉まえて、必要な情報を提供できるようにしていきたいと思っております。

【佐藤部会長】 ぜひ日本の世界遺産の登録物件の御担当の方たちが集まって協議できるような、あるいはグッドジョブを共有して、あるいは課題を共に悩みながら相談できるような場所があるといいかなと。あるいは、先行事例については、文化庁のほうからいろいろ御紹介いただくという場をぜひお願ひしたいと思います。

それから、大窪委員から手が挙がったので、お願ひいたします。

【大窪委員】 すいません。少しだけお時間いただいて。今回のような形の保全状況報告は、非常に大部な資料ではあるんですけども、拝見していて、もう少しちゃんと書いてあるとありがたいなと思ったのが、一般の民間人であったり、地域のコミュニティーの方々の参加状況みたいところが少し気になっています。

実は国際イコモスのほうでも、様々な遺産として認めていく価値づけの際に、コミュニティがどれぐらい貢献できているのか、その辺りが今後の保存状況とか保全に大きく力になっていく部分があるという議論がされていまして、例えば首里城跡だったりすると、時々邪魔させていただいているんですが、一般民間の方がボランティアで漆喰を剥がしたり、丹塗りの合材を作ったりというのを継続的に続けておられて、物すごく地域の皆さんが復興に対して、観光客を巻き込む形で取り組んでいるというところがありますし、古都京都の文化遺産のほうでも、文化財市民レスキュー体制みたいなものをつくって、コミュニティも文化遺産の災害対応に力添えするような取組というのは、非常に高く評価できると思います。

ですので、せっかく定期的にレポートいただく中に、コミュニティの視点というのでも少し強調していただくと、今後の保全に向けて大きな力になっていくのかなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

すいません。お時間頂戴しました。以上です。

**【佐藤部会長】** 大事な視点だと思いますので、事務局からいかがでしょうか。

**【西主任文化財調査官】** 参考資料として提示をさせていただいている資料につきましては、こういう項目についてレポートをお願いしますという形で、毎年自治体にお渡しして、その際に項目を少しずつ、これまで出てきた情報等々を踏まえながら、随時見直しをしておりますので、また来年度、自治体に対して照会をする際には、特に今、大窪先生にいただいたことを踏まえながら、特にコミュニティに関しては、もともと正直申し上げて、必ずしもきちんと重視はされていない部分もあったんですが、ここ3年ぐらいで、項目としてもかなり明示をされる形になっておりますが、ただ、これは恐らく単なる数字等々ではなかなか見えない部分もあるかと思いますので、そういった部分につきましても、こういうことを書いてほしいんだといったことをできるだけ伝えられるような形で、照会をかけるようにしたいと思います。

以上です。

**【大窪委員】** ありがとうございます。ベストプラクティスの共用にもつながっていくと思いますので、情報共有にもなると思いますので、ぜひ御検討ください。ありがとうございます。

**【佐藤部会長】** ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。何でも結構でございますが、保全状況以外のことでも、御意

見とかありましたらお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

中嶋委員。

【中嶋委員】 よろしいでしょうか。京都大学の中嶋です。

私のほうからも、大部な資料を拝見しております、先ほどお話あったのですが、主管する部局が教育委員会であったりとか、産業振興であったりというところが中心になっているかと思うんですけれども、これからのHIAとか、あと、開発の抑制みたいなことを考えると、行政内でのネットワークというか、世界遺産をめぐる情報の共有というのが必要ではないかなと考えております。

例えば、京都にありますけれども、私は都市計画であったり、景観部局のほうで仕事をさせていただくことが多いんですが、どうしても文化財保護課からのお話としてやってくるのが多くて、それから検討を加えるという形になりますので、もう少し一体的に、世界遺産あるいはその保存のことを考えられる体制ということをそれぞれお願いするという意味では、毎回の御報告の中にも書いていただくということが、そのきっかけになるというか、庁内で共有していただけるようなきっかけになるのではないかと考えております。

私からは以上です。

【佐藤部会長】 西さん、お願いします。

【西主任文化財調査官】 御指摘ありがとうございます。これも全くいただいたとおりなので、そのような方向でということなんですが、特にこういった保全状況のレポートをまとめる、あるいはHIAのマニュアルをまとめるといった段階で、過去の例を見ると、先生も今御指摘あったように、広く住民の方ということももちろんあるんですが、直接的には、自治体内の他部局とのオフィシャルあるいは日常的な様々な情報共有というのが鍵になるケースが非常に多くございます。

ですので、HIAのマニュアルもさることながら、こういった保全状況報告のレポートを求める際にも、できるだけそういったことを反映して情報をいただくとともに、この機会をもって、ある種の情報共有を促すといいますか、それが大事ですよというメッセージを伝えられるようにしたいと思います。

以上です。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。世界遺産登録の際には、多分そういう部局ごとの協力・連携関係は割とうまくいくんだと思いますけれども、登録された後もそれが続くように、ぜひ今のように努力していただければと思いました。

ほかに委員の方から。お願いします、佐々木委員。

【佐々木委員】 全く自分の不勉強なことを、ここでお伺いするのはあれなんです、こうした世界遺産に登録された資産あるいはゾーンというものは、国土地理院の提供する地図の中には、既に反映されているのでしょうか。あるいは、国交省さんとかが出される地理情報にゾーンとして出ているのかなと、ふと思ったんですが。

【鈴木調査官】 それは国土地理院の……。

【佐々木委員】 要するに、地図に載っているかということですね。今、ほとんど地図はデジタルになっていますので、いろいろ、川だけだとか、鉄道だけとか、選択できるようになっている形で、例えばバッファゾーンだとか、資産だとかというものを抽出することができるのかなと。

要は、いろいろ開発したりするときに、必ず地図を見ますので、そこにおのずと出ていれば、少なくとも最初の印象には残るかなと。どうなったのかなと、勉強していないので、どなたか御存じであれば教えていただけたらと思います。

【佐藤部会長】 遺跡地図が文化財の場合はありますよね。国内の文化財の場合。国土地理院のだと、史跡は。

じゃ、お願いします。

【二神委員】 国土数値情報に、今、世界文化遺産はあるみたいです。なので、多分、調べられると思います。

【佐々木委員】 ありがとうございます。国土数値情報に入っていれば。

【鈴木調査官】 それは知りませんでした。私も後で見ようと思います。

多分、国土地理院のおっしゃっているようなレイヤーみたいな感じでは入っていないんじゃないかなと私は思ったんですが、今、入っているということで、ありがとうございます。

【二神委員】 そうですね。GISで使える形式に。

【佐藤部会長】 それは日本の史跡なんかも、指定範囲まで入っていませんか。

【鈴木調査官】 史跡は、国土地理院の数値情報にまで入っているかどうかというのは私も定かじゃないんですけども、文化庁で文化遺産のデータベースがあるんですが、そこでは、おっしゃるように史跡等の指定範囲であるとか、あるいは遺跡地図、周知の埋蔵包蔵地なんかは見られるようになっている。それと国土地理院との連携、連動をしているかどうかというのは、すいません、確認していないところです。

【佐藤部会長】 遺跡地図にも、世界遺産も入っているといいかなと、私も今のお話で思ったのと、国土地理院の地図だと史跡マークが入って、範囲は入っていないと思いますけれども、世界遺産マークというのはあるのかなと、今、一瞬思った。

【鈴木調査官】 国土地理院の発行する地形図では、史跡等と同じく、お茶畑じゃないですけれども、3点で世界遺産を示してありますね。

【佐藤部会長】 ありがとうございます。私も不勉強で。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、そろそろ時間でもありますので、本日の会議はここまでにしたいと思います。初めに鈴木文化戦略官からの御挨拶の中にもありましたように、今後の推薦候補、今期のこの部会の仕事として、推薦候補に関わる調査とか審議につきましては、次回の部会以降に継続していきたいということ、御審議いただくということになっておりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

最後に事務局から連絡をお願いいたします。

【大川室長】 本日はお忙しいところ、皆様、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の部会の日程につきましては、改めて事務局から御連絡をさせていただければと思います。引き続きよろしく願いいたします。

【佐藤部会長】 それでは、本日、特に皆様から御発言ないようでしたら、これで閉会としたいと思います。どうもありがとうございました。次回もどうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

— 了 —